

同一労働同一賃金の最高裁5判決について 水町勇一郎東京大学教授の講演（上映会）

—適正な人事・労務管理のためのビデオ上映会—

短時間・有期雇用労働者と通常の労働者との間の不合理な待遇差の禁止などを定めたパート・有期労働法は、大企業には既に適用され、中小企業にも令和3年4月に適用されます。

一方、不合理な待遇差の代表的事件として、いわゆる「同一労働同一賃金」を巡って争われてきた5事件〔「メトロコマース」「大阪医科薬科大学」「日本郵便(東京)」「日本郵便(大阪)」「日本郵便(佐賀)」〕の最高裁の判決が、令和2年10月13日、15日に言い渡されました。

このたび、これら判決に関して、我が国の同一労働同一賃金の第一人者である水町勇一郎東京大学教授のご講演ビデオの上映許可をいただきました。

当日は、福岡労働局の所管課にも行政の取組について、簡単なご説明をお願いする予定でございます。

【上映会の要領】

日時：2月25日(木)13：30～16：00 13時より受付

場所：福岡県消防会館 2階大ホール(福岡市博多区中洲中島町3-10)

会費：無料

定員：先着70名(コロナ対策としてマスク着用、検温をお願いします。)

申込書

【FAX 092-262-9893】

※ ご視聴希望の方は、事業場名、氏名、連絡先を記入の上ご送信ください。

※ 先着順に受講票をお送りします。

※ 当日、受講票を必ずご持参ください。

事業場名	氏名	連絡先(FAX)	連絡先(電話)

公益社団法人 福岡県労働基準協会連合会

電話 092-262-7874 FAX 092-262-9893